

教育委員会

議案第 1 1 2 号 大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 112 号 大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料の 2 ページをお願いいたします。

葛川少年自然の家の施設使用料については、本市の「施設使用料設定基準」を鑑み、近隣他都市や周辺の民間施設等の料金の動向を踏まえて算定する必要があることから、個別算定方式に法って使用料の見直し及び改正を行っております。

資料の 3 ページをお願いいたします。

近隣類似施設との比較について、近隣施設の使用料の状況をまとめたものです。葛川少年自然の家の利用者のほとんどが小中学生であることから、近隣類似施設の小中学生の使用料を参考として算定しました。

市内・県内の平均使用料は 548 円となります。そのことから、資料 2 ページの一番下に記載しているとおり、市民の利用を 5 5 0 円に、市民以外の利用を 1, 1 0 0 円に改正するものです。

以上、議案第 112 号 大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定のご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。